

国指定 重要無形民俗文化財

鳥羽・志摩の海女漁の技術

— Fishing techniques of *Ama* woman divers in Toba and Shima —





「鳥羽・志摩の海女漁の技術とは？」

三重県教育委員会は、平成 22 ～ 25 年度にかけて、鳥羽・志摩で海女習俗の調査を行いました。その調査の結果、鳥羽・志摩の海女漁には、「女性の素潜り漁が継続されてきた歴史」、「漁場を識別する能力」、「伝統的な漁具を継承し、男女の役割分担を生み出す地域性」、「古代から続く伊勢神宮と地域との関係」と

いった部分に特色があることがわかりました。また、漁に際しての「ツイヤ、ツイヤ」の呪文や「セーマン」「ドーマン」と呼ばれる魔除けの呪符等、周辺の習俗もよく残っていることから、平成 29 年 3 月 3 日に、日本で初めて、国重要無形民俗文化財に指定されました。

「海女」とは、一般に海に潜って貝・海藻等を採る職業の女性のことです。くわしくいうと、『漁業者であり、身体一つで海に潜り簡単な道具で貝類等を採捕し、歴史的にも長い期間続けられている漁の技術や、昔ながらの日常習慣を、守り伝え、体現している女性』を指します。

海女漁の歴史

鳥羽市浦村の白浜遺跡から、アワビの貝殻などが出土しています。アワビは海に潜らないと採れないので、素潜り漁があったのではないかと考えられています。



白浜遺跡の出土遺物

奈良の都に運ばれた貢納物の荷札には、「志摩国英虞郡名錐郷戸主大伴部国万呂耽羅鮑 六斤 天平十七年九」（『平城京木簡』）と、現在の志摩市大王町波切から西暦 745 年にアワビが運ばれたことが記されたものがあります。また、『万葉集』では、大伴家持や山上憶良が、海女漁（女性による素潜り漁）の様子を、歌に詠んでいます。

海女漁の漁獲物

地域によって異なりますが、2月から9月中旬の間に、漁を行っている地域が多いようです。主に、アワビ、サザエ、イワガキ、イセエビ、ウニ、ナマコ、アラメ、ヒジキ、テングサなどを採っています。また、大きさが 10.6cm 以下のアワビの採取制限や、アワビ種苗の放流など資源の管理も積極的に行っています。

（*写真は、三重県農林水産部水産資源・経営課の提供）



アワビ



ウニ



サザエ



ナマコ



アラメ



海女文化キャラクター 鳥羽志摩江さん

海女漁の現状

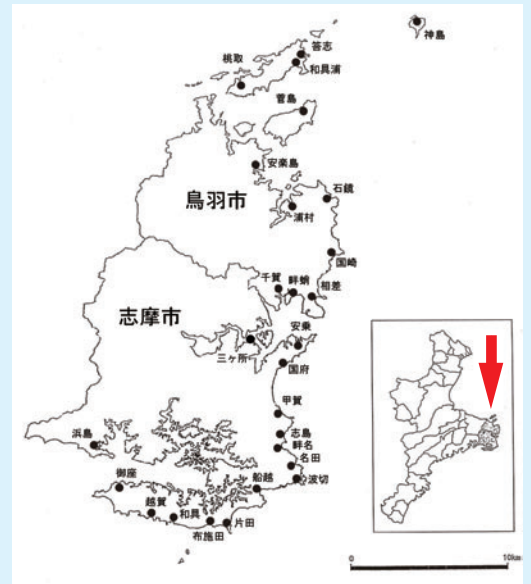
平成30年12月)

現在では、鳥羽市と志摩市では、27地区で海女漁が行われており、女性だけではなく、男性も漁に従事しています。各地域とも、岩礁であったり、海藻が繁茂する豊かな海が広がっています。

○海女漁が行われている地区

鳥羽市 神島、答志、和具浦、桃取、菅島、安楽島、浦村、石鏡、国崎、相差、畔蛸、千賀

志摩市 三ヶ所、安乗、国府、甲賀、志島、畔名、名田、波切、船越、片田、布施田、和具、越賀、御座、浜島



海女漁が行われている地区

海女漁の道具

につけた網袋に入れます。

鳥羽市と志摩市で、漁で使う道具に、差はほとんどありません。海女がそれぞれで、ノミを曲げたり、材質をステンレスにしたりと、道具を使い易くする工夫をしています。写真は、実際に、鳥羽市菅島で、海女さんが使っているものです。

海女は、水中メガネやウエットスーツを身に着け、「ノミ」と呼ばれるへら状の道具を使い、アワビ等を採ります。「ノミ」は大きさまで、カギがついたものもあります。採ってきたものは、「タンポ」と呼ばれる浮輪



水中メガネ



ノミ (カギ付き)



足ヒレ



ウエットスーツ



タンポ (浮輪付きの網袋)

海女漁の方法

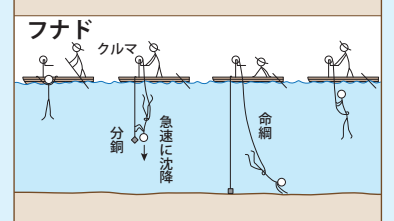
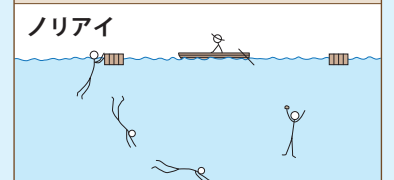
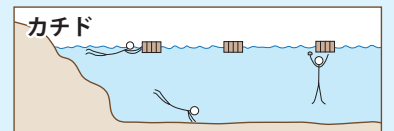
合わせ、各漁場にわかれて漁を行うものです。

【フナド】 男女の組み合わせ (夫婦、親子) で、船に乗り込み、男性が滑車を使って綱で女性を引き上げるなどの共同作業で漁を行うものです。現在、最も少ない方法となっています。

鳥羽市・志摩市では、3種類の海女漁の方法があります。

【カチド】 海女が、陸地から泳いで行って漁を行うものです。

【ノリアイ】 1隻の船に複数の海女が乗り



カチド (志摩市志摩町)

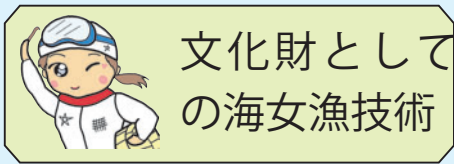


ノリアイ (志摩市志摩町)



フナド (鳥羽市相差町)

海女漁の方法模式図『人類生物学入門』香原志勢を参考に作成



文化財としての海女漁技術

海女は、獲物が採れる場所などを、選り抜く目を持っています。例えば、船の上から島や山の位置を見て潜る場所を判断し、ブイの流れを見て、潮の流れを読み取っています。海の中では、海底の石が重なった所や平らな所の様子を見て、獲物の有無を判断しています。資源の保護のために、アワビ等の大きさも判断しています。海の中の様子は、海女にしかわからないものです。海女には、確かな目があるといえます。

海女には、漁で出て行く時や海にいる時に、避ける言葉や行いがあります。例えば「いってこうかい」というように、行って帰ってくるという言いまわしをします。また、船に乗る時や海に入る時は、船のトリカジ（左側）からというように、生活の中に、縁起をかついだ言い伝えが残っています。

海女小屋は、海女たちが、漁の合間に休憩や、漁が終わった後に、火にあたり暖をとる仮設の建物です。小屋で火にあたりながら、世間話に始まり、稼ぎ、潜っている時の海中の様子、獲物がよく採れる場所、貝を採る方法など、話に花を咲かせます。話をするうち自然と、海女漁の知識や技術なども伝えられていることが、調査で分かりました。海女にとって海女小屋は、一息つける場でもあり、知識や技術等の伝承の場でもあるのです。

また、鳥羽市、志摩市で行われている海女が関わる祭に際しても、それぞれの地域の中で、伝統行事を伝えていく役割を担っています。海女は、漁業の担い手であるとともに、文化財の担い手でもあります。そして、海女自身が文化財だからという意識をすることなく、普段の生活のために海女漁を行い、伝承していることが、大切なのです。



海女漁の魅力を発信！

三重県は、海女漁の文化財保護、漁業振興、観光振興に積極的に取り組んでいます。伝統的な漁業である海女漁は、再生可能な漁法として、再認識されています。三重県教育委員会は、『海女漁技術は、鳥羽・志摩にとどまらず、日本の漁撈生活の推移の理解のために欠くことのできないもの』と考え、平成26年1月に県無形民俗文化財に指定しました。平成29年3月には、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」として、国重要無形民俗文化財に指定されました。今後も、海女漁のユネスコ無形文化遺産登録を視野に、取組を進めていきます。

また、海女漁の魅力を全国に伝えるために石川県・福井県との合同パネル展示を開催したほか、平成26年1月に国内8県で設立した「全国海女文化保存・振興会議」（平成31年3月現在、9県）において、文化財の保護と漁業の振興の両面から海女漁の存続を図り、情報の交換や魅力の発信などの取組を進めています。



アワビの大きさの確認



トリカジでの作業



海女小屋で一息



ノット正月（鳥羽市国崎町）



会議での鈴木英敬三重県知事



会議の様様



国文化財指定答申後の模様



国文化財指定証書の交付

お問い合わせ 三重県教育委員会社会教育・文化財保護課 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 TEL; 059-224-3328 FAX; 059-224-3023 ホームページ URL; <http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/bunkazai/> Facebook; <https://www.facebook.com/守ろうー活かそうー三重の文化財三重県教育委員会ー社会教育文化財保護課-163586667370087/>